

【保健福祉事業】

■配食サービス事業

対 象	65 歳以上の単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに心身障がい者で食の自立支援が必要な方
内 容	週 3 回（月・水・金）の昼食の時間帯に、栄養のバランスの取れた食事を提供します。
費 用	1 食の自己負担額 250 円
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 Tel 3 5 9 - 5 5 0 7

■家族介護用品支給事業

対 象	おおむね 65 歳以上の在宅高齢者または心身障がい者で、認知症または寝たきりの方で、常時オムツを使用している方。
内 容	1 カ月 3, 000 円分の家族介護用品券を 1 割（300 円）で支給します。申請は地域の民生委員さんとなっています。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 Tel 3 5 9 - 5 5 0 7

■災害時要援護者台帳

対 象	災害時に自力で避難することが困難な方で、ご家族等の支援が得られない方 ・ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみで構成されている世帯（70 歳以上） ・介護保険の要介護認定区分 3 以上の認定を受けた方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2 級） ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神保健福祉手帳の交付を受けている方 ・その他上記以外の方で、ひとりで避難できないおそれのある方
内 容	災害時要援護者台帳を町へ提出登録し、平常時から情報を共有することにより、災害時の支援（避難等の情報伝達、安否確認、避難誘導等）を行います。
注意事項	登録頂きました台帳につきましては、民生委員及び行政区長等に写しを配布します。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 Tel 3 5 9 - 5 5 0 7